

# 経済心理からみる経営者財務会計行動論 勘定式と報告式の選択（1）

孔 炳 龍

## 序

昨今の経済学では、標準的な経済学である新古典派経済学と、新たに、台頭してきている行動経済学が、現代の経済人の経済行動を説明するのに、相補ってきている。経済学に心理学をとり入れた行動経済学は、新古典派経済学で前提としている合理的経済人の経済行動で説明できない部分（たとえば、便益による効用の増加に比べてコストの場合に過剰に効用が減少するプロスペクト理論など）をある程度、補足して説明することに成功してきている。

本稿でとりあげるフレーミング効果、初頭効果、同調効果、デフォルト効果、現状維持バイアスの問題は、合理的経済人の場合には問題にならない内容であるが、限定合理性の経済人で心理的な影響を受けるものには、大きな問題になることだろう。

たとえば、行動経済学のフレーミング効果の問題は、情報内容が同じである一方、その表現の仕方が異なることで、異なる情報効果を生じることを意味する。本稿で取り上げる勘定式と報告式は、記載方法が異なるだけで、内容に違いはない。フレーミング効果の場合、特に注意しなければならないのは、あくまでも情報内容が同じである点である。もし、情報内容が異なっているならば、表現の仕方が異なることとは別に、その結果として情報効果が異なることは当然の帰結になるからである。

本稿では、行動経済学のフレーミング効果を中心に、経営者の勘定式と報告式の選択行動を事実解明理論で明らかにしていこうと思う。とり

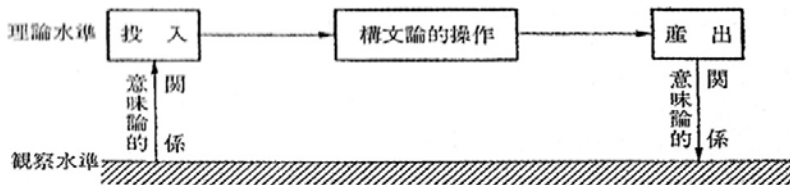
わけ、本稿では、金融商品取引法における推奨と経営者の勘定式と報告式の選択行動をみていくことにしよう。

## I. 仮説演繹法と事実解明理論

### ① 仮説演繹法

「仮説-演繹法 (hypothetico-deductive method) とは、科学理論の成り立ちについて今日ほぼ定説になっている見解。それによれば、科学理論はつぎの四つの段階をへて成立するという。(1) 仮説の設定。(2) その仮説より実験観察の可能な命題の演繹。(3) その命題の実験観察によるテスト。(4) その結果が満足なものであれば、さきの仮説の受容。ただし、その結果が不満足なものであれば、さきの仮説は修正または破棄される<sup>1)</sup>」ものである。

AAAの報告書では、経験科学を構成する2種の要素とそれらがどのように結合されて理論形成と検証とがなされるかが示されている。この関係は次の図表1で示される。



図表1 仮説の設定

出所：AAA (1971, p. 58)、Sterling (1970, p. 448)

図表1の投入としては仮説の設定を想定できる。この仮説を論理学上の推論規則等により演繹しテスト可能な命題としたものが産出である。このテスト含意の検証が意味論的規則との関係づけである。Hempel教授は、仮説をHとし、テスト含意をIとすると、検証は次のようになると述べている<sup>2)</sup>。

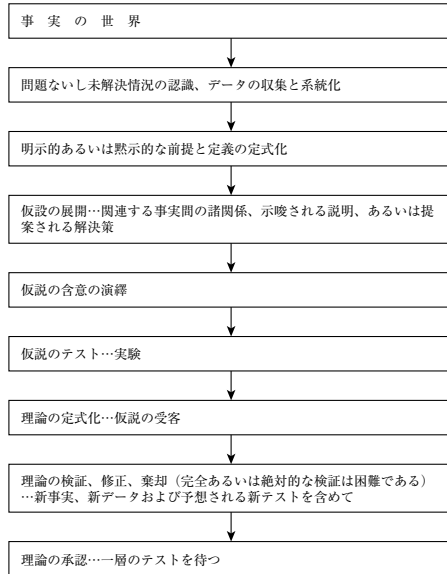
1 改訂増補版哲学辞典編集委員会 (1971)。

もしHが真ならば、Iも真である。

(証拠が示すように)Iは真である。

Hは真である。

仮説の設定であるが、次の図表 2 にYu教授の科学的方法のフローチャートを示そう。



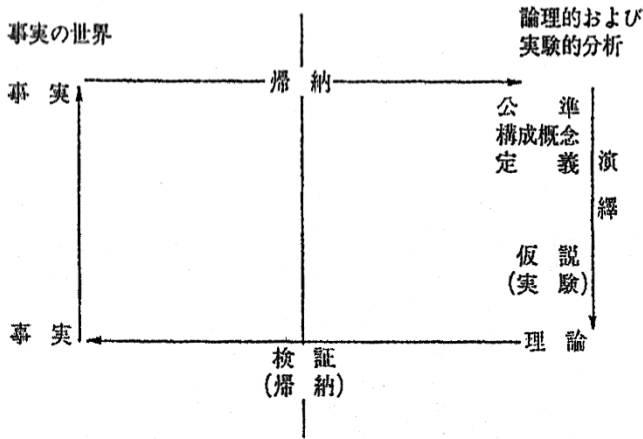
図表 2 科学的方法

出所：Yu (1976, p. 23)

また、Yu教授の科学的方法の帰納と検証を次の図表 3 に示そう。

この場合、仮説の設定は、帰納によるもの、演繹によるものそして発想によるものがあると考えられる。帰納による場合は、有限個の実験データからの一般法則の帰納を想定するものである。だがこの場合でも、単に、実験データも枚挙することによって可能となるのではなく、伊東教

2 Hempel (1966, p. 7)。



図表3 帰納と検証

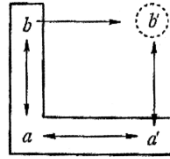
出所：Yu (1976, p. 24)

伊東教授は次のように述べている。「それに先立ってどこに目をつけるかという、一つの観点の発見が必要である<sup>3</sup>」。演繹による場合は、伊東教授は次のように述べている。「『演繹』も『発見』にあずかりうるが、そのためにはアルゴリズムに機械的に従うというのではなく、それまでと異なった観点にたった一つの新しい見透しをもたなくてはならない<sup>4</sup>」のであり、必ずしも、前提に含まれている意外な結果が演繹によって明白にされるという意味での機械的な演繹のみを考えるのではない。発想による場合は、類推によるもの、普遍化によるもの、極限化によるものおよびシステム化によるものが含まれる。類推による仮説の設定について、伊東教授は次のように述べている。「既知のaとa'との間にある本質的関係があると考えられる場合、aとbの関係と対応する関係をa'とb'の間にある本質的関係があると考えられる場合、aとbの関係と対応する関係をa'とb'の間に考え、既知のbと類比的に未知のb'を定立することである<sup>5</sup>」。次の図表4は類推による仮説の設定を示している。

3 伊東 (1981, p. 246)。

4 伊東 (1981, p. 247)。

5 伊東 (1981, p. 247)。



図表4 類推

出所：伊東（1981, p. 247）

普遍化によるものについて、伊東教授は次のようのように述べている。「与えられた既知の複数の理論を、ある観点から統一的に把握しうる、より一般的な理論をつくらうとすることを意味する<sup>6</sup>」。また、極限化による仮説設定について、伊東教授は次のように述べている。「経験的事実の理想的な極限を考えてそこに法則を発見することである<sup>7</sup>」。また、システム化によるものは、「多くの事実を、ある観点から一つのシステムとして関係づけ、そこに法則を発見するものである<sup>8</sup>」。井上良二教授はかような仮説演繹法について次のように述べている。「したがって、仮説-演繹法は、仮説の設定を帰納、演繹および発想を使用し行うにさいして、意味論的規則（指示規則、形成規則）によって仮説を構成し、これを公理的方法、したがって、公理から構文論的規則（変形規則）に従って定理たるテスト含意を導き、これを意味論的規則（解釈規則、すなわち、指示規則と真理規則）によって経験的事実と対応せしめて確証をもとめる方法であるということができよう<sup>9</sup>」。この仮説演繹法の使命は何であろうか。井上教授は次のように述べる「直接的には、法則あるいは理論の構成であろう。では、法則あるいは理論の役割は何であろうか、法則を構成要素の一部としてもつ演繹体系を理論と解することができるから、ここでは、法則の役割を明らかにしよう。…（中略）…仮説-演繹法における中心の問題は理論法則にあるといわなければなら

6 伊東（1981, p. 250）。

7 伊東（1981, p. 251）。

8 伊東（1981, p. 253）。

9 井上（1984, p. 10）。

ない<sup>10</sup>」。

Carnap教授は、法則の2つの型として経験法則と理論法則を示している<sup>11</sup>。経験法則が、観察可能なものであり、感覚によって直接的に観察できるか、または、比較的簡単な方法で測定できるものについての法則である一方、理論法則は、経験法則をより一般化しつつ到達しうるものではない。この理論法則は、経験的法則を包摂するものである。したがって、理論法則から経験的法則が演繹されることになる。ゆえに、理論法則のテスト含意として経験法則が位置づけられ、それが事実と対応され理論法則の確証がなされることになる。Carnap教授は次のように述べている。「かかる法則はどのような有用性をもつのだろうか。それらは科学および日常生活のいかなる目的に役立つのであろうか。それらへの答えは二重にある：法則は既知の事実を説明するために用いられる。そして、法則は未知の事実を予測するために用いられる<sup>12</sup>」。したがって、法則の役割は、説明と予測にあることになる。

## ②事実解明理論

青柳教授によると、理論は、実証理論と規範理論に類型化される。そして、実証理論は、対象のありのままを正しく説明したり、対象の移り行きを正しく予見したりする理論である。しかしながら、対象をありのままに正しく説明したり、対象の移り行きを正しく予見したりする理論は、実証理論だけとは限らない。すなわち、かような理論には、実証理論と事実解明理論（または記述理論）の2つの理論があるのである。実証理論が、仮説演繹法によって導かれた命題が経験的事実と対応されて検証されたとき法則とされ、それらを体系化したものである一方、検証可能な命題で理論構成されていないが、説明・予測をおこなう理論が事実解明理論である<sup>13</sup>。

井上教授によると、実証理論と事実解明理論はともに、仮説演繹法を

10 井上 (1984, p. 10)。

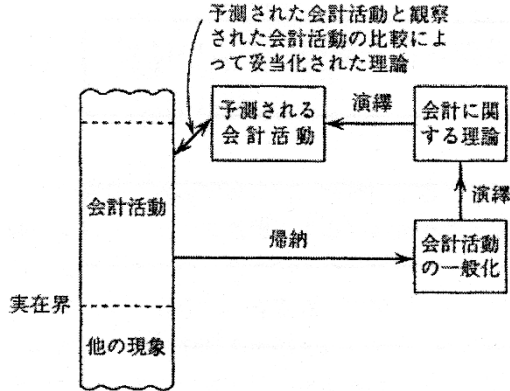
11 Carnap (1966, pp. 225-231)。

12 Carnap (1966, p. 6)。

13 青柳 (1982)。

用いる同じ理論であり、因果関係により実践あるいは会計活動の説明・予測をおこなう理論と考えられる。

図表5は、McDonald教授による事実解明理論の仕組みである。



図表5 記述理論の体系

出所：McDonald (1972, p. 27)

## II. 経営者財務会計行動論

さて、経営者が実際に財務会計の行動をおこなっているのか否かについてはよく問題になる。実際には企業の財務部の担当者が財務会計行動をおこなっているとみるものが多い。しかしながら、財務会計行動の過程の中で多くの時間を割いて決定案を出すのが財務部の責任者だとしても、最終決定を下すのは、やはり経営者ではないだろうか。本稿はかような見解にもとづき、経営者が財務会計行動をおこなうことを想定し、日本の上場企業における経営者の貸借対照表及び損益計算書の勘定式と報告式の開示選択について以下考察し仮説演繹法で事実解明理論を展開することにした。

### ①会社法計算書類

会社法では、株式会社は計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）事業報告および附属明細書を作成しなけ

ればならない<sup>14</sup>。

貸借対照表は、資産の部、負債の部および純資産の部に区分して表示しなければならない<sup>15</sup>。資産の部は、流動資産、固定資産および繰延資産の各項目に区分し、固定資産に係る項目は、さらに有形固定資産、無形固定資産および投資その他の資産の各部に細分しなければならない<sup>16</sup>。負債の部は、流動負債および固定負債の各項目に区分し、各項目は適当な項目に細分しなければならない<sup>17</sup>。純資産の部は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権に区分しなければならない<sup>18</sup>。株主資本に係る項目は、資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式、自己株式申込証拠金に区分しなければならない<sup>19</sup>。資本剰余金に係る項目は、資本準備金、その他資本剰余金に区分し、利益剰余金に係る項目は、利益準備金、その他利益剰余金に区分しなければならない<sup>20</sup>。評価・換算差額等に係る項目は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金に区分しなければならない<sup>21</sup>。

次の貸借対照表は、「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改訂版）」をもとに筆者が作成したものである。「会社法施行規則及び会社計算規則」では、かような貸借対照表のように勘定式の貸借対照表が推奨されている。

---

14 会第435条第2項、計規第59条第1項。

15 計規第73条。

16 計規第74条第1項、計規第74条第2項。

17 計規第75条。

18 計規第76条第1項。

19 計規第76条第2項。

20 計規第76条第4項、計規第76条第5項。

21 計規第76条第7項。



貸借対照表

（単位：百万円）

科目	期別	第□□期 平成○年○月○日現在	科目	期別	第□□期 平成○年○月○日現在
(資産の部)		×××	(負債の部)		×××
(流動資産)		×××	(流動負債)		×××
現金及び預金		×××	支払手形		×××
受取手形		×××	買掛金		×××
売掛金		×××	短期借入金		×××
有価証券		×××	リース債務		×××
商品及び製品		×××	未払金		×××
仕掛品		×××	未払費用		×××
原材料及び貯蔵品		×××	未払法人税等		×××
前払費用		×××	前受金		×××
繰延税金資産		×××	預り金		×××
貸倒引当金		△×××	前受収益		×××
(固定資産)		×××	製品保証引当金		×××
(有形固定資産)		×××	(固定負債)		×××
建物		×××	社債		×××
構築物		×××	長期借入金		×××
機械装置		×××	リース債務		×××
車両運搬具		×××	退職給付引当金		×××
工具器具備品		×××	負債合計		×××
土地		×××	(純資産の部)		×××
リース資産		×××	(株主資本)		×××
建設仮勘定		×××	資本金		×××
(無形固定資産)		×××	資本剰余金		×××
ソフトウェア		×××	資本準備金		×××
のれん		×××	その他資本剰余金		×××
(投資その他の資産)		×××	利益剰余金		×××
投資有価証券		×××	利益準備金		×××
関係会社株式		×××	その他利益剰余金		×××
長期貸付金		×××	新築積立金		×××
繰延税金資産		×××	繰越利益剰余金		×××
貸倒引当金		△×××	自己株式		×××
(繰延資産)		×××	評価・換算差額等		×××
株式発行費		×××	その他有価証券評価 差額金		×××
社債発行費		×××	繰延ヘッジ損益		×××
			新株予約権		×××
			純資産合計		×××
資産合計		×××	負債・純資産合計		×××

損益計算書は、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失の項目に区分して表示しなければならない<sup>22</sup>。売上高から売上原価を減じて得た額は、売上総利益金額または売上総損失金額として表示しなければならない<sup>23</sup>。売上総損益金額から販売費及び一般管理費の合計額を減じて得た額は、営業利益金額または営業損失金額として表示しなければならない<sup>24</sup>。営業損益金額に営業外収益を加えて得た額から営業外費用を減じて得た額は、経常利益金額または経常損失金額として表示しなければならない<sup>25</sup>。経常損益金額に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額は、税引前当期純利益金額または税引前当期純損失金額として表示しなければならない<sup>26</sup>。法人税等、法人税等調整額は、税引前当期純利益金額または税引前当期純損失金額の次に表示しなければならない<sup>27</sup>。税引前当期純利益金額または税引前当期純損失金額から、法人税等、法人税等調整額を加減した額は、当期純利益金額または当期純損失金額として表示しなければならない<sup>28</sup>。

次の損益計算書は、「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改訂版）」をもとに筆者が作成したものである。「会社法施行規則及び会社計算規則」では、かような損益計算書のよう  
に報告式の損益計算書が推奨されている。

---

22 計規第88条第1項。

23 計規第89条。

24 計規第90条。

25 計規第91条。

26 計規第92条。

27 計規第93条。

28 計規第94条。

### 損益計算書

（単位：百万円）

科目	期別	第□□期 [平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで]	
売上高			×××
売上原価			×××
売上総利益			×××
販売費及び一般管理費			×××
営業利益（△損失）			×××
営業外収益			
受取利息及び配当金		×××	×××
営業外費用			
支払利息		×××	
売上割引		×××	×××
経常利益（△損失）			×××
特別利益			
固定資産売却益		×××	
投資有価証券売却益		×××	×××
特別損失			
固定資産売却及び除却損		×××	
投資有価証券評価損		×××	
関係会社株式評価損		×××	
減損損失		×××	×××
税引前当期純利益（△純損失）			×××
法人税、住民税及び事業税		×××	
法人税等調整額		×××	×××
当期純利益（△純損失）			×××

仮に、損益計算書の勘定式を示すならば以下となる。

### 損益計算書

費用	収益
売上原価	売上高
販売費及び一般管理費	営業外収益
営業外費用	特別利益
特別損失	

会社法により求められる計算書類では、多くの企業の経営者は、貸借対照表では勘定式を採用しており、損益計算書では報告式を採用している。日本における企業で、会社法で推奨されている方法を逸脱する選択（たとえば、貸借対照表に報告式を採用している場合や、損益計算書に勘定式を採用している場合が考えられる）をしている企業が存在しているかどうかは現在調査中である。

## ②金融商品取引法

金融商品取引法では、有価証券届出書<sup>29</sup>、有価証券報告書<sup>30</sup>等の開示書類を内閣総理大臣に提出させ、開示書類を一定の場所に備え置かせて、一定期間公衆の縦覧に供することとしている<sup>31</sup>。

今日、適時開示制度の一環として、有価証券届出書、有価証券報告書等の開示書類について、電子化がおこなわれるようになってきている。すなわち、金融庁は行政サービスの一環として、法定開示とは別に「金融商品取引法にもとづく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET: Electronic Disclosure for Investors' NETwork）」を2001年から稼働させている。かくて、有価証券報告書等の開示書類が、インターネットを通じて無料で広く一般に提供されるようになってきている。

有価証券報告書は、一般投資者が投資意思決定をおこなうさいに十分な投資判断ができるように作成されるものであり、企業が発行する財務情報の中で最も詳細な情報が記載されている。有価証券報告書は、次のとおりに構成されている。

---

29 会社が原則として1億円以上の有価証券（株券・社債券など）の募集または売出しをおこなう場合には内閣総理大臣に有価証券届出書を提出しなければならない（金商第5条第1項）。

30 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、店頭売買有価証券として登録されて有価証券の発行者、有価証券届出書または発行登録追補書類を提出した有価証券の発行者および過去5年間の事業年度末のいずれかの末日における株主数が1,000人以上である株式の発行会社等は、事業年度経過後3カ月以内に、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければいけない。（金商第24条第1項）。

31 金商第25条第1項、金商第25条第2項。

- 第1 企業の概況
- 第2 事業の状況
- 第3 設備の状況
- 第4 提出会社の状況
- 第5 経理の状況

経理の状況では、連結財務諸表と個別財務諸表が開示される。本稿では、有価証券報告書の財務諸表として、主な連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書）のみ、ひな型を提示しよう。

金融商品取引法では、連結貸借対照表は、勘定式ではなく報告式が推奨されている。以下に報告式の連結貸借対照表のひな型を明らかにする。

### 連結貸借対照表

	前連結会計年度 平成〇年〇月〇日	当連結会計年度 平成×年×月×日
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形及び売掛金	×××	×××
電子記録債権	×××	×××
有価証券	×××	×××
商品及び製品	×××	×××
仕掛品	×××	×××
原材料及び貯蔵品	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××
未収還付法人税等	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
建物及び構築物（純額）	×××	×××
機械装置及び運搬具	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
機械装置及び運搬具（純額）	×××	×××
工具、器具及び備品	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
工具、器具及び備品（純額）	×××	×××
土地	×××	×××

建設仮勘定	× × ×	× × ×
有形固定資産合計	× × ×	× × ×
無形固定資産		
のれん		
無形固定資産合計	× × ×	× × ×
投資その他の資産		
投資有価証券	× × ×	× × ×
退職給付に係る資産	× × ×	× × ×
繰延税金資産	× × ×	× × ×
貸倒引当金	△ × × ×	△ × × ×
投資その他の資産合計	× × ×	× × ×
固定資産合計	× × ×	× × ×
資産合計	× × ×	× × ×
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	× × ×	× × ×
電子記録債務	× × ×	× × ×
未払金	× × ×	× × ×
未払法人税等	× × ×	× × ×
繰延税金負債	× × ×	× × ×
事業整理損失引当金	× × ×	× × ×
流動負債合計	× × ×	× × ×
固定負債		
繰延税金負債	× × ×	× × ×
退職給付に係る負債	× × ×	× × ×
固定負債合計	× × ×	× × ×
負債合計	× × ×	× × ×
純資産の部		
株主資本		
資本金	× × ×	× × ×
資本剰余金	× × ×	× × ×
利益剰余金	× × ×	× × ×
自己株式	× × ×	× × ×
株主資本合計	× × ×	× × ×
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
為替換算調整勘定		
退職給付に係る調整累計額		
その他の包括利益累計合計	× × ×	× × ×
非支配株主持分	× × ×	× × ×
純資産合計	× × ×	× × ×
負債純資産合計	× × ×	× × ×

金融商品取引法では、連結損益計算書は、勘定式ではなく報告式が推奨されている。以下に報告式の連結損益計算書のひな型を明らかにする。

### 連結損益計算書

	前連結会計年度 (自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)	当連結会計年度 (自平成×年×月×日 至平成×年×月×日)
売上高	×××	×××
売上原価	×××	×××
売上総利益	×××	×××
販売費及び一般管理費	×××	×××
営業利益	×××	×××
営業外収益		
受取利息	×××	×××
受取配当金	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××
営業外費用		
為替差損	×××	×××
和解金	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××
経常利益	×××	×××
特別利益	×××	×××
固定資産売却益	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失	×××	×××
固定資産廃棄損	×××	×××
減損損失	×××	×××
固定資産圧縮損	×××	×××
投資有価証券評価損	×××	×××
関係会社株式評価損	×××	×××
事業整理損	×××	×××
事業整理損失引当金繰入額	×××	×××
関係会社清算損	×××	×××
特別退職金	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税金等調整前当期純利益	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
過年度法人税等	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
当期純利益	×××	×××
非支配株主に帰属する当期純利益	×××	×××
親会社株主に帰属する当期純利益	×××	×××

## 連結包括利益計算書

	前連結会計年度 (自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)	当連結会計年度 (自平成×年×月×日 至平成×年×月×日)
当期純利益	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
退職給付に係る調整額	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
包括利益	×××	×××
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	×××	×××
非支配株主に係る包括利益	×××	×××

なお、連結損益計算書の後に、連結包括利益計算書が続いている。これは、2計算書方式である。

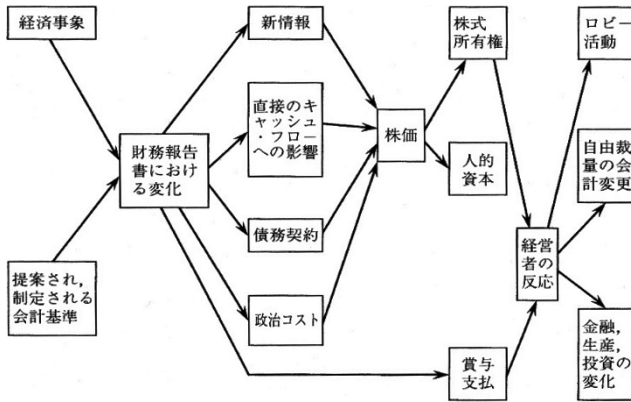
金融商品取引法で求められる財務諸表では、多くの企業の経営者は、貸借対照表も損益計算書も報告式を採用していると考えられる。この場合の逸脱行動は、損益計算書においても、貸借対照表においても、勘定式を採用することであるが、eolで現在まで調査したところ、1961年以降で残っているデータの中で、日本の上場企業でこれまでに、勘定式で提出している企業は見られなかった。

この勘定式と報告式であるが、表現は異なるが、内容は同じと考えてよいであろう。しかしながら、会社法と金融商品取引法では、推奨する方式が異なることから、多くの企業の経営者は、推奨通りに財務諸表を作成して報告していると考えられる。貸借対照表及び損益計算書の勘定式と報告式の開示選択行動のかような極端な偏りがみられるのは、通常の場合には、考え難い事実といえるであろう。

会社法と金融商品取引法とで推奨している方式が異なるのは、おそらく想定している、財務諸表利用者が異なるのではないだろうか。しかるに、繰り返すようであるが、勘定式も報告式も表現は異なるが内容は同じなのである。

図表6はKelly教授による経営者の財務会計行動を説明する内容である。





図表6 会計変更に対する富の影響と反応

出所：Kelly (1983, p. 113)

井上教授は、米国における経営者財務会計行動を説明する1つの概念図として、Kelly教授の図表6を引用して次のように述べている。「ケリー教授の主張をいまま少しこの角度から考えてみよう。まず、ケリー教授は債務契約、経営者報酬契約をその視野に収めていることからエイジェンシー理論に依拠していることは明らかである。すなわち、ケリー教授の企業観は契約説であるといえる。企業は各集団間の利害の諸コンフリクトから生ずるコスト（エイジェンシー・コスト）を最小化するために結ばれる契約の連鎖である。債務契約は債権者と株主—経営者との間に生ずる利害のコンフリクトを緩和するための契約である。経営者報酬制度は経営者と株主との間にコンフリクトを緩和するための契約である。この契約は会計上の利益の金額によってボーナスの支払いが拘束されているボーナス制度、経営者を株主とすることによって利害のコンフリクトを減少させようとする株所有制度およびストック・オプション制度から成っている<sup>32</sup>」。

かような米国でおこなわれてきたエイジェンシー理論で経営者の財務会計行動を説明する試みに対して、井上教授は、日本での経営者財務会

32 井上 (1995, pp. 209-210)。

計行動には、そのような試みが上手く機能しないことを指摘し、エイジェンシー理論に代わり会計社会学からかような経営者の財務会計行動を説明している。

本稿でも、Kelly教授のフローチャートでは、日本における経営者の財務会計行動である、経営者の貸借対照表及び損益計算書の勘定式と報告式の開示選択行動を説明することは困難であると考ええる。なぜならば、貸借対照表及び損益計算書の勘定式と報告式の開示選択行動自体が経営者の報酬等に結びつくとは考えられないからである。

経営者は、通常、情報の受け手である投資者などのステイクホルダーがいかなる情報効果を有するかを想定して会計情報の開示をおこなうという情報インダクタンスを有していると考えられている<sup>33</sup>。

かように考えると、経営者が前述のように、会社法で求められる計算書類では、貸借対照表を勘定式で、損益計算書を報告式に、そして、金融商品取引法で求められる財務諸表では、貸借対照表も損益計算書も報告式で極端に多くが開示しているのは、表現の仕方が異なるならば、投資者などのステイクホルダーが異なる反応をすると想定しているからであると考えることが適切であろう。

しかしながら、かような投資者などのステイクホルダーの異なる反応を標準的な経済学が想定している合理的経済人からは説明できない。そこで、本稿では行動経済学から、かような投資者などのステイクホルダーの異なる反応を説明しようと思う。このような表現は異なるが、内容は同じものに異なる反応をすることを行動経済学では説明できる。そこで、次の章から、行動経済学をもとに、経営者の財務会計行動の事実解明理論を展開して行こう。

### Ⅲ. 限定合理性の会計情報利用者の行動：フレーミング効果

「論理的に等価の問題であっても、選択肢の表現の仕方や枠組みの違

33 情報インダクタンス (information inductance) に関するPrakash and Rappaportの議論。情報の送り手の行動が、〔送り手みずからが送り出す〕情報によって影響を受けることを意味する。詳しくはPrakash and Rappaport ( ) を参照されたい。

いが選好に影響する現象をフレーミング効果と呼ぶ。例えば、生存率97%という場合と、死亡率3%という場合とでは、心理的には異なる問題となり、意思決定に影響を与える<sup>34</sup>。

たとえば、フレーミング効果の例として、Tversky教授とKahneman教授の「アジアの疫病」という研究がある。そこでは、「600人の命を奪う新たなアジアの疫病の発生を押さえる対策が合衆国で練られているとする。疫病を押さえる2つの代替案が提示された。この2つのプログラムを実施した結果については正確な科学的推定が次のように行われているとする。プログラムAが採用されれば、200人の命が救われる。プログラムBが採用されれば、1/3の確率で600人の命が救われるが、2/3の確率で誰も助からない。あなたはどちらのプログラムが望ましいと思うか<sup>35</sup>」という実験である。

この実験では、「被験者の72%がAを選択し、28%がBを選択した。」という実験結果がでている。

一方「プログラムCが採用されれば、400人の命が失われる。プログラムDが採用されれば、1/3の確率で誰の命も失われませんが、2/3の確率で600人の命が失われる。あなたはどちらのプログラムが望ましいと思うか<sup>36</sup>」という実験では、プログラムCを選択したのは22%に過ぎず、78%はプログラムDを選択した。この場合、プログラムCはプログラムAと同じものであり、プログラムDとプログラムBは同じである。しかしながら、プログラムAとプログラムBでは救われる命である利得を強調しているのに対して、プログラムCやプログラムDは失われる命、つまり損失を強調している点で表現が異なっているのである。

前述の経営者の貸借対照表及び損益計算書の勘定式と報告式について、会社法や金融商品取引法により推奨された方法を開示選択する財務会計行動の場合、かようなフレーミング効果を想定していると思われる。し

34 科学辞典>フレーミング効果><http://kagaku-jiten.com/cognitive-psychology/higher-cognitive/framing-effect.html>参照日2017年7月7日

35 Tversky and Kahneman(1981, p. 453)。

36 Tversky and Kahneman(1981, p. 453)。

かしながら、Tversky教授とKahneman教授の「アジアの疫病」の研究で想定しているプロスペクト理論は、会計情報を提供する経営者の限定合理性には関りを持ちうるが、会計情報の利用者の投資意思決定には直接関わらない。ここで問題になっているのは、勘定式か報告式かで、会計情報の利用者が影響を受けるかどうかである。このことは、行動経済学でいうヒューリスティクスを想定していると思われる。

#### IV. 限定合理性の経営者の財務会計行動

会計情報の利用者である投資者等のステイクホルダーについて合理的経済人と限定合理的な経済人を想定したように、経営者にも限定合理的な経済人が存在することは否定できない。さすれば、かような限定合理的な経済人の多くがなぜ貸借対照表及び損益計算書で、会社法や金融商品取引法が推奨する方式を採用したのであろうか。本稿は、その大きな要因として、経営者自身にフレーミング効果が影響していることと、日本社会に慣習として存在している同調効果または同調圧力、そしてデフォルト効果と現状維持バイアスが作用したからではないかと考える。

##### ①同調効果または同調圧力

限定合理的な経営者の場合、他の経営者の財務会計行動に同調して会社法と金融商品取引法の推奨された方式を採用したものが多くいたのではないかと本稿では想定する。

同調効果の実験ではAsch教授の実験が有名である。それではAsch教授の同調効果の実験の概略を以下説明することにしよう。

前方についたてがあり、その中央に線が一本縦に書いてある。30センチほどの長さである。その横に白い紙がかけられてあり、三本の縦線が書いてある。長さはそれぞれ違い、線の上に、1、2、3と番号がつけてある。三本の内の一本だけが、左に書いてある線と同じ長さである。被験者は一部屋に5人で、ここで、知覚の実験であることを実験者から説明される。カードはつぎつぎととりかえられ、いろいろと違った長さの三本線がでてくる。その都度、どの線が左の縦線と同じ長さに見えるか、被験者に番号で答えてもらい、右端の人から順番に、大きな声で答える。

最初の1が約25センチ、2が30センチ、3は20センチくらい。したがって、答えは二番ということになる。右端の被験者が二番と答える。次の被験者も二番と答える。次も同様である。そして実際に同調効果を実験されている当該被験者が二番と答える。ここまでは、同調効果の実験の前座である。いよいよ本当の同調効果の実験になる。今度の実験も二番の線が左の縦線と同じ長さであると被験者は思う。ところが、右端の被験者は一番と答える。そして当該被験者を除くみなが一番と答える。そこで当該同調効果の実験の被験者が答えるのである。このような実験を、何度も繰り返し、間違った答えをサクラが答えたときの当該同調効果の被験者の答えをみるのである。

ここで本当の同調効果を実験されている被験者を除く4名はサクラである。

Asch教授の実験結果をみると、50人の被験者の中で、終始一貫して節をまげなかったものは13人で26%しかいなかった。あとは、少なくとも1回、多いものは11回、集団に同調したのである<sup>37</sup>。

このような同調効果は、日本に限らず、多くの国々で生じている。とりわけ、当該選択に専門的にこだわりがある場合を除いて、多くの人々は、多くのものが選択する解答に同調してしまう。Deutsch教授及びGerard教授の実験は、かような同調効果がなぜ生じるかを明らかにしている。Deutsch教授及びGerard教授は、同調過程に2種類の影響力が作用すると指摘している<sup>38</sup>。1つは規範的影響力で、「ここではどのように行動すべきか」と考えて同調することになる。規範的影響で同調している人は、必ずしも多数派が正しい判断をしていると思っていないが、多数派と同じ行動をとらないと嫌われると思ひ、表面的に多数派に合わせる状態である。もう1つは情報的影響で、これは、正しい判断をおこないたいという動機から、他の集団メンバーの意見や判断を参考にして、自分の判断や行動を多数派に合わせる場合である。この場合は、

37 Asch (1951)。

38 Deutsch and Gerard (1955)。

同調している人は、多数派の行動や判断が正しいと思い判断をしていることになる。自分の判断に確信がもてない場合には、この情信息的影響を受けやすいといえる。

かように考えた場合、日本における貸借対照表及び損益計算書において、会社法や金融商品取引法で推奨された方式を選択する経営者の行動を説明する要因として、経営者による同調効果、中でも規範的影響が少なからず影響していると考えられる。

## ②デフォルト（初期設定）効果および現状維持バイアス

経営者が、会社法や金融商品取引法が推奨する方式を多くが採用するのはさらにも同調効果とは別の要因が作用していると本稿では考えている。かような理由を説明するものとして、次にデフォルト（初期設定）効果および現状維持バイアスの影響を述べよう。

パソコンに詳しくない筆者などは、パソコンを購入した場合、その初期設定を変更することはまずない。変更するだけの能力がないだけでなく、変更しようとする気持ちにならないのである。もし、財務諸表の貸借対照表で初期設定に会社法や金融商品取引法の推奨する方式があるとすれば、多くの経営者が、パソコンにおける筆者と同じ気持ちになるのではないだろうか。かようなデフォルト（初期設定）の効果は、Johnson教授及びGoldstein教授によって実験の結果に出ている。

オランダでは臓器提供者を増やすためにいろいろな努力をしてきたが、臓器提供の意思のある人の割合は2003年でわずか28%であった。一方、同じヨーロッパでもベルギーでの割合は98%である。この差はどうして生まれたのだろうか。

ある国の臓器提供カードには「臓器提供プログラムに参加を希望する人はチェックしてください」と書いてある。かように書かれていると、人はチェックをせずプログラムに参加しない。一方、臓器提供の意思のある人の割合が多い国では「参加を希望しない人はチェックしてください」と書いてある。この場合でも人はチェックをしないので、プログラムに参加することになる。

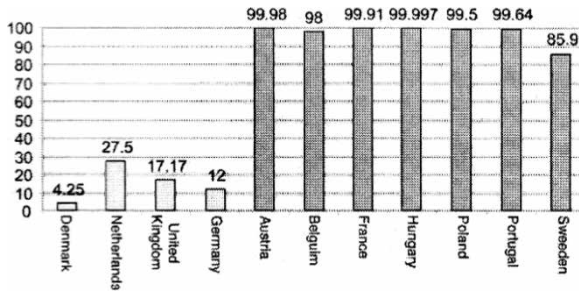
かように人は判断が難しい選択ではデフォルトを選択する傾向がある。

「参加を希望する人はチェックしてください」という書式は「オプトイン方式」と呼ばれ、「参加を希望しない人はチェックしてください」という書式は「オプトアウト方式」という。

かような選択肢で人に良い行動をとらせることも悪い行動を取らせることもでき、これを「選択肢の設計」という。

必ずしもそちらに進むように決められているわけではないが、別の選択をするより楽である。また、デフォルトは楽だということに加え、デフォルトがお勧めだとみなされることもある。例えば、ある用紙を渡して「デフォルトはこれです」というと、それに従うのが楽なだけでなく、「この人はその道のプロとしてこれを勧めているのだろう。これがいいに違いない」と思ってしまう。つまり、楽であり、かつそれを提案されていると被験者は感じるのである。

図表7は、Johnson教授及びGoldstein教授による実験の結果である。オプトイン方式とオプトアウト方式でかように大きな違いが見いだされる。



図表7 オプトイン方式とオプトアウト方式

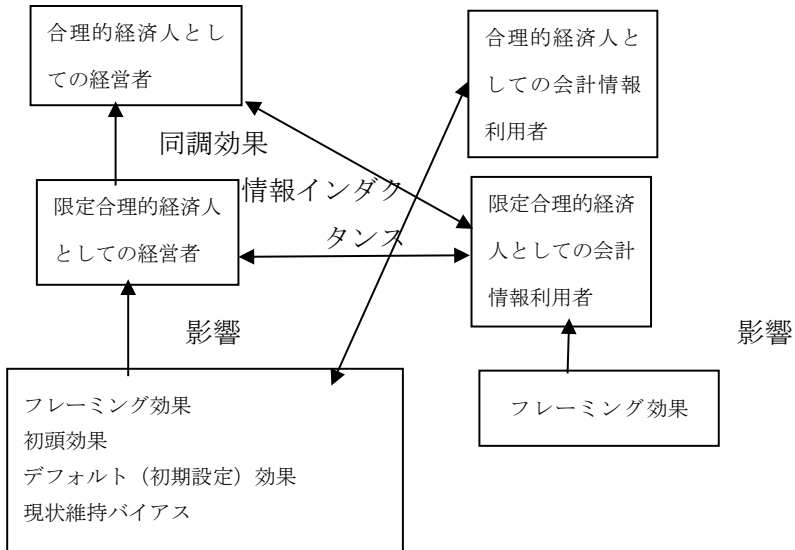
出所：Johnson and Goldstein (2004, p. 1715)

かようなデフォルトの効果は、現状維持バイアスと密接に関わりがある。現状維持バイアスとは、友野教授によると次のようである。「損失回避性から導かれるもう一つの性質が、現状維持バイアスであり、人は現在の状態（現状）からの移動を回避する傾向にあることを意味する。つまり、現状がとりわけいやな状態でない限り、現状からの変化は、良く

なる可能性と悪くなる可能性の両方がある。そこで損失回避的傾向が働けば、現状維持に対する志向が強くなるのである<sup>39</sup>。

かように、限定合理性のある経済人である経営者の多くは、デフォルト効果や現状維持バイアスによって会社法や金融商品取引法が推奨する方式それぞれを選択していると考えられる。

かように考察した場合、次の図表8のように日本における経営者財務会計行動のうち、貸借対照表及び損益対照表の勘定式と報告式の選択行動を説明できるであろう。



図表8 経営者財務会計行動

出所：これまでの内容にもとづいて筆者が作成

### ③スノップ効果

筆者が、これまで、行動経済学からみてきた経営者の財務会計行動には、少なからず、少数派が存在しており、逸脱行動をおこなうものがい

39 友野 (2006, pp. 157-158)。



た<sup>40</sup>。かような効果を表わすものに、マーケティングには「スノップ効果」というものがある。Leibenstein教授によると、同じ商品を持っている人が多いほど効用が増加する場合には、「バンドワゴン効果」があるといわれ、逆に効用が低下する場合には、「スノップ効果」があるといわれる<sup>41</sup>。

かような「スノップ効果」には、パーソナル・ネットワークといった人間の影響が介在していると思われる。ここで重要になるのが、その選択行動（本稿でいえば、勘定式か報告式かである）において、ネットワーク内でのアイデンティティが存在しているか否かということである。商品の場合、ネットワーク内でアイデンティティを有するものと持たないものがある。たとえばどのお茶を飲むか、どのチョコレートを食べるかなどがアイデンティティになることはあまりないであろう。

何かしらのアイデンティティを有する場合、経営者が、貸借対照表と損益計算書の開示方式として勘定式か報告式に拘りをもつことは考えられる。仮に、会社法や金融商品取引法が推奨する方式と異なる方式を採用するといった逸脱行動を経営者がとるならば、そこに何かしらのアイデンティティがあると考えられる。本稿では、会社法の推奨に対する逸脱行動関してはまだ調査中であるが、金融商品取引法においては、その推奨に対して逸脱行動がみられないことがわかっている。さすれば、少なくとも、金融商品取引法が推奨する、貸借対照表も損益計算書も報告式で公表する点において、経営者に勘定式を選択するアイデンティティはなく、「スノップ効果」は存在しないといえるだろう。

---

40 たとえば、キャッシュ・フロー計算書において、受取利息、受取配当金、支払利息、そして支払配当金の区分について、遠藤教授によると、2000年から2004年にかけて、金融商品取引法適用会社の中から、任意の100社を抽出した場合、第1法を採用している会社が97社で、2社は第2法を採用し、残る1社は、どちらでもない方法を採用していた。遠藤（2010、p. 113）。

41 Leibenstein (1952)。

## おわりに

本稿は、日本における、貸借対照表及び損益計算書の勘定式と報告式の開示選択において多くの企業が会社法と金融商品取引法がそれぞれ推奨する方式を採用していることを、行動経済学から事実解明理論で明らかにしてきた。本来、勘定式と報告式は、形式は異なるが、内容は同じである。したがって、両者の選択に大きな偏りが生じるのは不自然である。そこで、本稿では、経営者が財務会計行動をおこなうことを前提に、会計情報の受け手である投資者等のステイクホルダーの中に、限定合理性から、同じ内容であっても、心理的な要因で異なる反応をすることを仮定し、フレーミング効果を想定して、会社法や金融商品取引法が推奨する方式が採用されたと説明している。また、経営者の中で、自らの限定合理性から、自らがフレーミング効果の影響を受け、会社法や金融商品取引法が推奨する方式が有用であると考え選択したものもいるのではないかと考えている。また、多くの経営者がおこなっている選択行動に影響（特に規範的影響）を受け、同調効果から同じ選択をしたものや、デフォルト効果によって現状維持バイアスから選択したものも少なからずいると結論づけている。また、これまでの筆者の研究では、存在していた少数派について、会社法の推奨に対する逸脱行動関してはまだ調査中であるが、金融商品取引法においては、その推奨に対して逸脱行動がみられないことから、少なからずも、金融商品取引法が推奨する、貸借対照表も損益計算書も報告式で公表する点において、経営者に勘定式を選択するアイデンティティはなく、「スノップ効果」は存在しないと考える。

なお、ここで断っておくが、行動経済学ですべての経済行動を説明することはもちろんできない。行動経済学は、標準的な経済学で説明できない部分を補完して説明しているのである。本稿は、かような試みの1つなのである。

引用・参考文献

(外国文献)

- Asch, S.E., "Forming Impressions of Personality," *Journal of Abnormal and Social Psychology*, No. 41, 1946, pp. 258-290.
- Asch, S.E., Effects of Group Pressure Upon the Modification and Distortion of Judgements. In H. Guetzkow (ed.) *Groups, Leadership, and Men*, 1951, pp. 222-236.
- American Accounting Association, "Report of the Committee on Accounting Theory Construction and Verification," *The Accounting Review*, 1971, Supplement.
- Carnap, R., *Philosophical Foundations of Physics*, New York: Basic Books, Inc., 1966.
- Hempel, C.G., *Philosophy of Natural Science*, Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall, Inc., 1966.
- Johnson E.J. and Daniel G. Goldstein, "Defaults and Donation," Vol. 78, No. 12, 2004, pp. 1713-1716.
- Kelly Lauren, "The Development of a Positive Theory of Corporate Management's Role in External Financial Reporting," *Journal of Accounting Literature*, Vol. 2, 1983, pp. 111-149.
- Leibenstein, H., "Bandwagon, Snob, and Veblen Effect in the Theory of Consumer's Demand," *Quarterly of Consumer Research*, No. 9, pp. 183-194.
- Prakash, Prem, and Alfred Rappaport, "Information Inductance and Its Significance for Accounting," *Accounting, Organization and Society*, Vol. 2, no. 1, 1977, pp. 29-38.
- Sterling, R.R., "On Theory Construction and Verification," *The Accounting Review*, 45(3 July), 1970, pp. 444-457.
- Tversky, A., and Kahneman, D "The Framing of Decision and the Psychology of Choice," *Science*, No. 211, 1981, pp. 453-458.
- Yu, S.C., *The Structure of Accounting Theory*, Gainesville, Florida: The

University Press of Florida, 1976.

(日本文献)

青柳文司『会計理論の基礎知識』中央経済社、1982年。

井上良二『会計社会学』中央大学出版部、1984年。

井上良二『財務会計論』新世社、1995年。

伊東俊太郎『科学と現実』中央公論社、1981年。

遠藤秀紀「IASB討議資料の提案によるキャッシュフロー情報の開示」『国際会計研究学会年報2010度』2010、pp. 99-116。

改訂増補版哲学辞典編集委員会『哲学辞典』平凡社、1971年。

桑島由美「消費者間ネットワークと購買行動—スノッブ効果とバンドワゴン効果—」『赤門マネジメント・レビュー』第7巻第4号、pp. 185-204。

友野典男『行動経済学 経済は「感情」で動いている』光文社新書、2006年。

〈インターネット文献〉

科学辞典 > フレーミング効果 > <http://kagaku-jiten.com/cognitive-psychology/higher-cognitive/raming-effect.html>参照日2017年7月7日